

盛大に教育シンポジウム開催!

小畠さん、今の教育の状況を分かりやすく講演

今の政府には教育現場を何とかしようという姿勢は全く見られないと言わなければなりません。教育の問題は、将来を生きる国民に希望ある未来を手渡すことができるかどうかの国民全体に関わる問題です。本日の講演会及びパネルディスカッショーンは、今の学校の危機を広く県民の皆さんに知つていただき、こうした問題がなぜ起つているのか、そしてこの状況を打開



あいさつする十河議長

主催者を代表して県労連議長
十河浩二さん（高教組委員長）
が開会のあいさつをしました。

主催者代表あいさつ

6月29日土曜日、香川県教育会館ミューズホールで香川県労働組合総連合（県労連）主催、香川県高等学校教職員組合（高教組）、香川県教職員組合（香教組）、香川県私立学校教職員組合連合（私教連）共催で「教育シンポジウム」が開催されました。

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

<http://kakyoso.com/>

きなくなっています。結局、クラスで何かあつても学年で共有できないので、クラス担任の責任、自己責任になつて教職員一人一人が孤立に追い込まれています。教育という共に育ち学び合う場が自己責任の場になつていることに学校の困難の根源があるというふうに思います。

本来、教育というのは子ども達一人一人の成長発達を保障する専門性の高い、やりがいのある

一言で言えば、このままで学年団が持たないという危機的な状況に陥っています。小学校では学年団で会ができるいくらい忙しくなっています。子ども達の状況を共有する、行事をどういうふうにするか、この授業のカリキュラムはどうやって組むかなど、いろいろなことを話し合うことがで

講演の講師は全日本労働組合
総連合の議長小畠雅子さん（元
全日本教職員組合委員長）です。
小畠さんは埼玉県で小学校教員
として勤務されていました。

するためにはどうすればいいのかを共に学び考ることで、教育の未来を切り開くための大きな県民世論、国民世論を作つていくために企画したものです。

香教組第327回中央委員会、津田教育会館講演会開催
8月25日（日）、サンメツセ香川特別会議室で午前中には第327回香教組中央委員会、午後に津田教育会館夏の講演会が開催されます。講演会の講師は山崎洋介さん（ゆとりある教育を求める全国の教育条件を調べる会事務局長）です。データをもとに香川の教育条件を一緒に考えましょう。

職員定数の配置基準そのものが足りていません。2002年に完全週休2日制になりました。月曜から土曜でしていたものを月曜から金曜までに圧縮しました。その分、1日の授業時数が増えました。義務標準法を作るとには1時間の授業には1時間の授業準備が必要という考え方でした。だから週休2日制に伴って基礎定数を増やすなければならなかつたの

最初から担任がないので、両休・育休の代替が来ないと、これが普通のように広がっています。

192人になります。全教職員の1・3%、100人に1・3人が病気休暇・休職に追い込まれているという驚くような数字になっています。

る仕事なわけですが、長時間労働を強いられる上に自己責任で孤立させられる働き方をしていました。2022年度は全国で6539人と過去最高になりました。しかし、これに1ヶ月以上の病気休職者を加えると12

に増やさないました。授業で以上の仕事もあるので、それまで以上の仕事を黙っていても押しつけられるような状況になりました。

A woman with short dark hair, wearing a black blazer over a white top, stands behind a wooden podium. She is speaking into a microphone and gesturing with her hands. To her left on the podium is a small bottle of hand sanitizer. The background is a dark wall.

と教職員の数は弾力化できるということで給与水準を下げた分教職員を増やしました。しかし増やしたのは非正規の教職員です。正規教職員の基礎定数は増えやさないが加配の定数は増やしてあるということが進んでいくことになりました。

戦闘機より教育に

年間で防衛費を43兆円程度確保するとしています。文科省予算のうち、文教関係予算の総額が約4兆円ですから、5年間では軍事費は教育予算の2倍になります。今の日本は教育予算を黙っていても増えやすそうな国ではありません▼私たちはずべての子どもたちが安心して学べる、過ごせる学校、子ども達の豊かな成長や発達が保障される社会。そして大人もまた自己実現を果たし、成長を続けることができる社会の実現を願っています▼国や財界の求める人材の育成だけでなく、生き生きと人間らしく生活できるような知性と教養、ここからだを身につけることができる学校教育にすることが必要です。戦闘機よりも教育にお金を支出する日本を求める声を大きくしましょう。

日本では幼稚園から大学卒業までの学費がすべて国

非正規雇用の教職員は一年単位か、それ以下の期間の雇用が基本となり、教育の継続性が担保できなくなると同時に病気休職者や産・育休者の代替も配置できない、教育に穴があく状況はこうしたことから広がっていきました。これが1つめのターニングポイントです。

教育基本法の大改悪

2つめのターニングポイントは教育基本法の大改悪です。戦前の

国家主義にもとづく教育から新たな憲法の理念にもとづく教育への転換にあたって、「この（日本国憲法）理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」の文言が法の前文に書き込まれた教育基本法が制定されました。

その教育基本法の第1条には、

「教育は人格の完成をめざし、平和な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労の責任を重んじ、自主的・精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行わなければならぬ」とありました。

第10条は、「教育は不当な支配に屈することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものである」と書かれています。

教育基本法はその成立の過程から憲法と一体のものでした。結党以来、改憲を目的とする自民党は2006年4月教育基本法改悪案を閣議決定し、12月の臨時国会で採決を強行しました。

第1条の教育の目的では、「人

格の完成」という言葉は残りまし

たが「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労の責任を重んじ、自主的精神に充ちた」を取

りさり、代わりに「必要な資質を備えた」という文言を付け加えました。

そして、第2章に今までになかった教育の目標というのをわざわざ作りました。例えば教育の目標2条5のところに「我が國と郷土を愛する」を入れ込むなど教育の目的を時の政府や財界が必要とする、ような資質を備えた人材の育成が教育の目標だというふうにすり替えました。このため、改悪された教育基本法を全面的に反映した学習指導要領においては、子ども達が身につけるべき資質や能力を示し、国や財界が求めている人材の育成の具体化を進めようとしています。

第4期の教育振興基本計画を答申した中教審の会長は経団連の副会長でした。教育の目的が人格の完成から財界の成長戦略にとって都合のいい人材の育成に変質させられています。

提言1 教職員定数の抜本的改善

ありました。つまり、お金を出して教育条件を整備するけど、教育内容に口は出さないというのが原則でした。ところが、現の教育基

本法では教育振興基本計画の策定が義務つけられました。お金は出さないけど、口は出すという方向

に180度変わりました。

提言2 少人数学級の推進

提言3 競争主義的な教育政策の見直し

提言4 長時間労働解消につながる給特法の改正

提言5 すべての学校に労働安全衛生体制を確立

提言6 部活動の見直し

提言7 教職員の声を施策に反映できる仕組みの構築

（4項目とは、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない場合に必要な業務）

文科省は残業を命じてはならないということを逆手にとつて、教員が勤務時間外に勤務をしているのは命じられたものではなく、自主的に残っているとの立場を全然変えています。時間を超えて残っているから時間外勤務時間なのに、わざわざ在校等時間という言葉にすり替えています。でも、その時間が長いので、月45時間以下という上限を設定しています。在校等時間を減らすために「とにかく早く帰りなさい」という対策が取られていますが、それでは長時間労働の解消につながりません。

提言4 給特法改正

ここで提言4の長時間労働の解消につながる給特法の改正、残業代を支払うことができるような仕組みを法制化していくことについて触れたいと思います。

教員も労働者だから労働基準法が適用されます。労働基準法

条では労働時間の上限がきちんと示されているので、それが教員にも適用されています。一方、給特

法の第1条は、この法律は公立義務教育諸学校等の教員職員の職務

と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他勤務条件について特

例を定めるものとするとなつています。

教育職員の職務と勤務態様の特

殊性ということを考え、学校の教員には残業を命じない。命じられない必要がある場合の超勤4項目だけです。時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しないという項目を削除させることです。最後の3つ目は、教職調

整額は教員の高度な専門性と特殊性を有する専門職としての職務給として堅持することです。

中教審審議のまとめの危険な方向

議のまとめ」は、本当に心の底から私たち教職員をがっかりさせるものでした。最も期待されていた

残業代を支給できるように給特法を抜本改正することで、基礎定数を増やすことを含めた教職員定数を盛り込みました。教職員定数を

き込まれています。そして、労働基準法の37条だけが適用除外になっています。その上で、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づいて教職調整額を4%支給するというこ

とになっています。

（教職調整額10%以上）は現在の給特法の立て付けを強化するもので、いつそうの長時間勤務を強いることになりかねません。「新た

な職」・新たな給料表を設ける、学級担任手当の新設は、人件費の総額を増やすことではなく、教師を評価し、その評価結果を昇任、昇

給、勤勉手当等の人事管理に活用して、教職員間に差をつけていくことになります。そして、教員の職務を高度専門職と位置づけながら、校長・副校長・主幹教諭・教諭主任・教諭・講師と階層化し、

上意下達の体制作りを進めようとしています。

中教審の「審議のまとめ」の方

向ではなく、全教の「7つの提言」の実現に向けてとりくみを進めま

しょう。このシンポジウムを含め、本日を機会に香川県においても幅広い共同でどんどん運動・世論を広げていただくことをお願いした

小畠さんの講演について、分かりやすく、簡潔に、かつ丁寧な講演、だつた等の感想が寄せられました

（以上、講演の要旨をまとめました）

（パネルディスカッションについて、次号で紹介します）